

平成29年度
加工原料乳生産者補給金単価等
算定概要

生産局

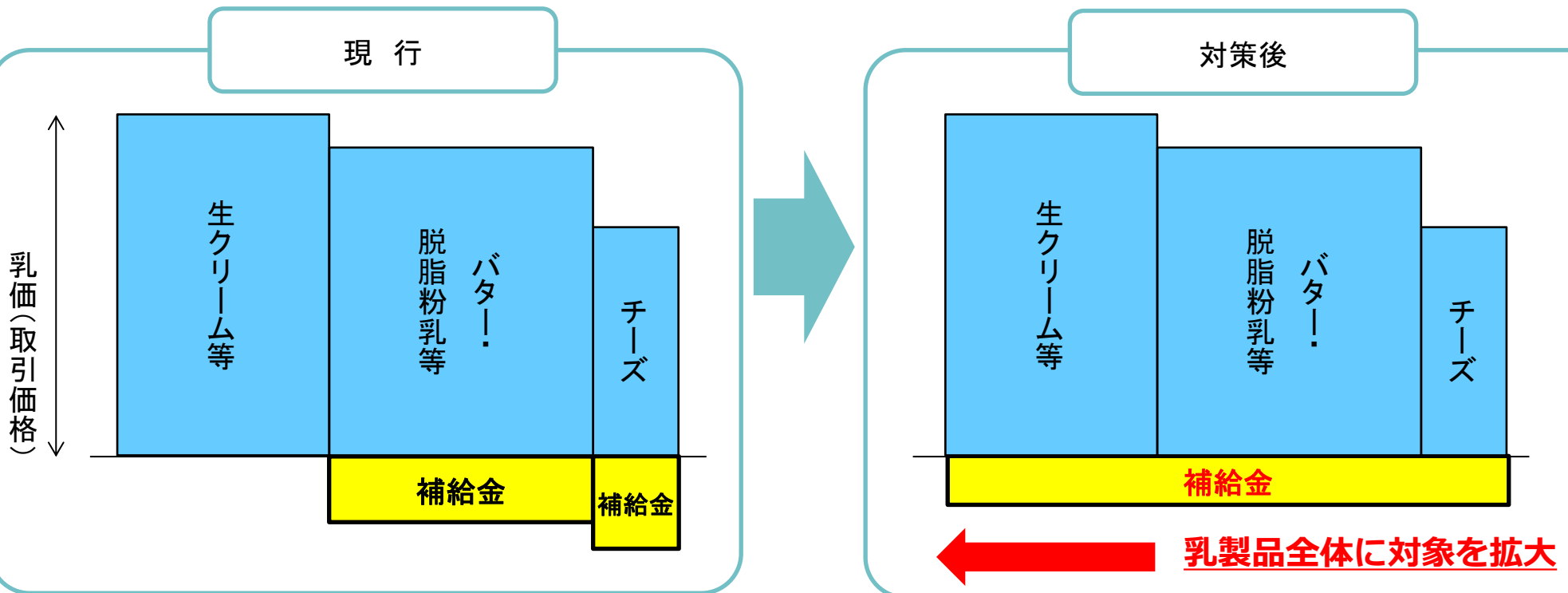
平成28年12月

加工原料乳生産者補給金への 液状乳製品の追加後の算定方式等について

加工原料乳生産者補給金制度改正の概要

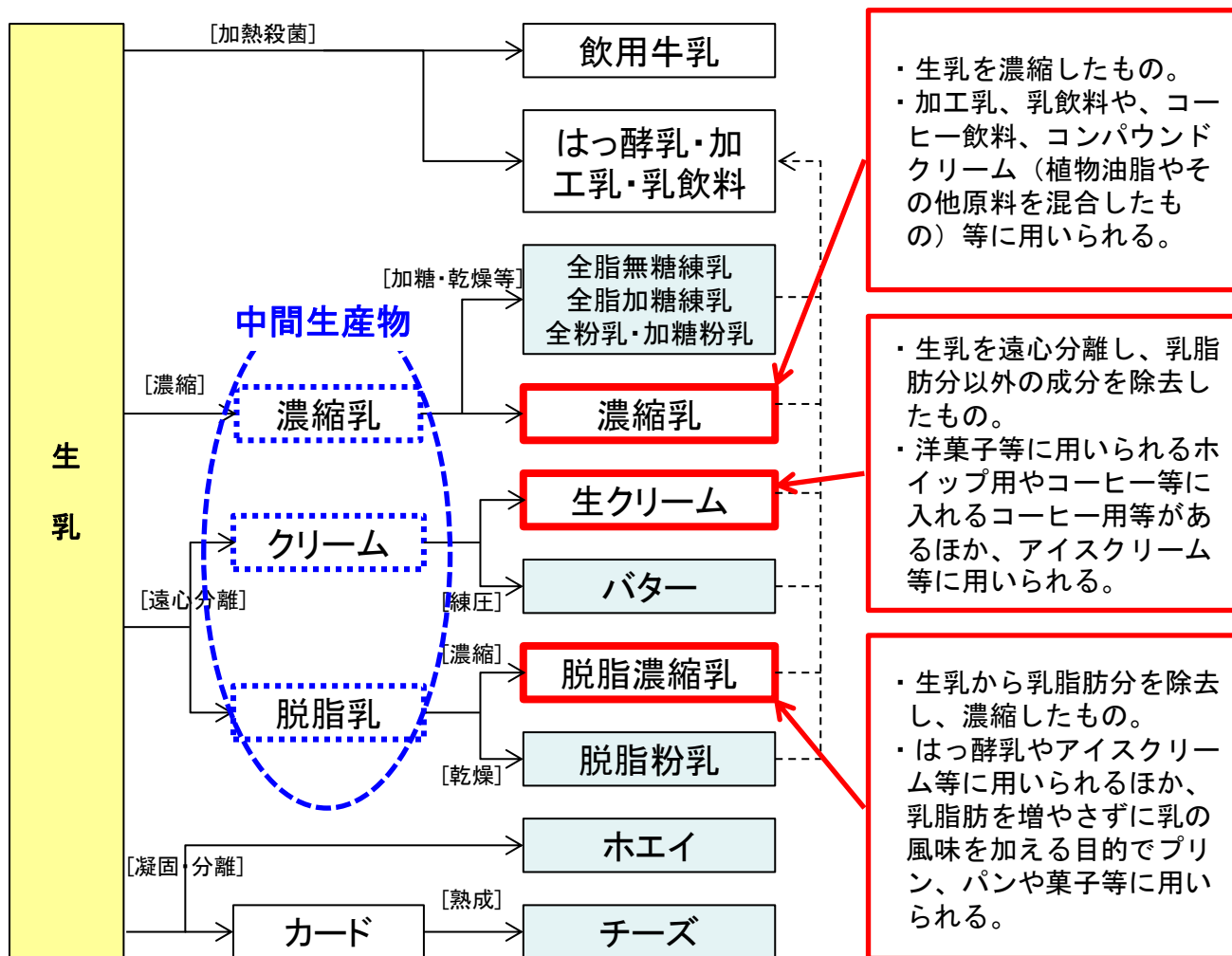
○ 平成27年11月25日に決定された「総合的なTPP関連政策大綱」において、乳製品の安定供給を図るため、酪農の経営安定対策を以下のとおり充実することとなった。

- ・ 生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す
- ・ 準備が整い次第、協定に先立って実施する



補給金対象として追加する液状乳製品

- 補給金の交付対象に追加する液状乳製品向け生乳は、製品として取引される「クリーム(生クリーム)」、「濃縮乳」、「脱脂濃縮乳」向け生乳とする。
- また、その定義や成分規格等は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年12月27日厚生省令第52号)の規定に従う。



- ・ 生乳を濃縮したもの。
- ・ 加工乳、乳飲料や、コーヒー飲料、コンパウンドクリーム(植物油脂やその他原料を混合したもの)等に用いられる。

- ・ 生乳を遠心分離し、乳脂肪分以外の成分を除去したもの。
- ・ 洋菓子等に用いられるホイップ用やコーヒー等に入れるコーヒー用等があるほか、アイスクリーム等に用いられる。

- ・ 生乳から乳脂肪分を除去し、濃縮したもの。
- ・ はっ酵乳やアイスクリーム等に用いられるほか、乳脂肪を増やさずに乳の風味を加える目的でプリン、パンや菓子等に用いられる。

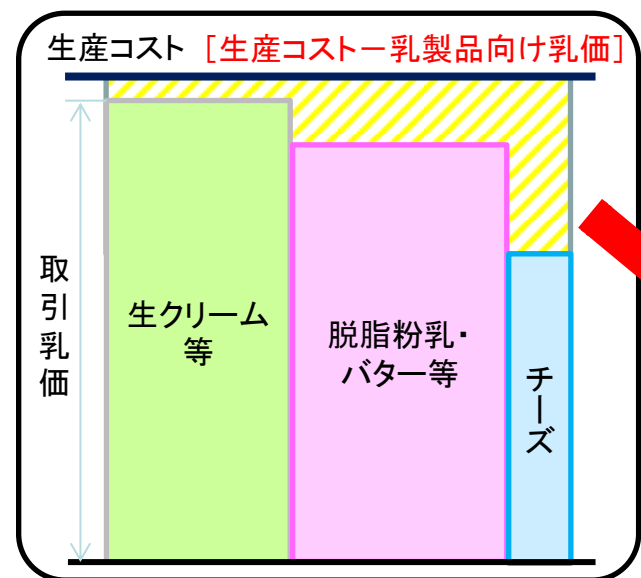
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令
(昭和26年12月27日厚生省令第52号)

- 濃縮乳
定義: 生乳、牛乳又は特別牛乳を濃縮したもの
成分規格: 乳固形分25.5%以上
(うち乳脂肪分7.0%以上)、
細菌数(標準平板培養法で1g当たり)100,000以下
- クリーム
定義: 生乳、牛乳又は特別牛乳から乳脂肪分以外の成分を除去したもの
成分規格: 乳脂肪分18.0%以上、
酸度(乳酸として)0.20%以下、
細菌数(標準平板培養法で1ml当たり)100,000以下
- 脱脂濃縮乳
定義: 生乳、牛乳又は特別牛乳から乳脂肪分を除去したものを濃縮したもの
成分規格: 無脂乳固形分18.5%以上、
細菌数(標準平板培養法で1g当たり)100,000以下

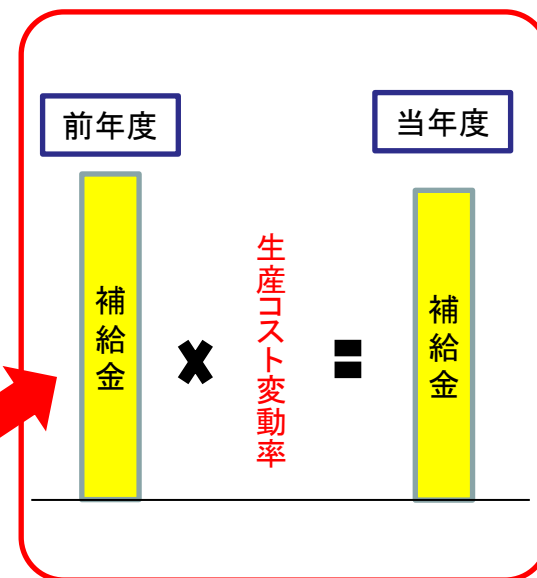
補給金単価の算定の考え方

- 補給金単価の算定は、
 - ・ 初年度及び単価見直し時は「生産コストー乳製品向け乳価」
 - ・ 次年度以降は「生産コスト変動率方式」により算定する。
- 補給金単価は、経済状況が著しく変化した際に見直すこととされているが、見直しの具体的な基準や定量的な基準を設けず、再生産の確保という制度の趣旨に則して見直す。

○初年度、単価見直し時



○次年度以降(通常年)

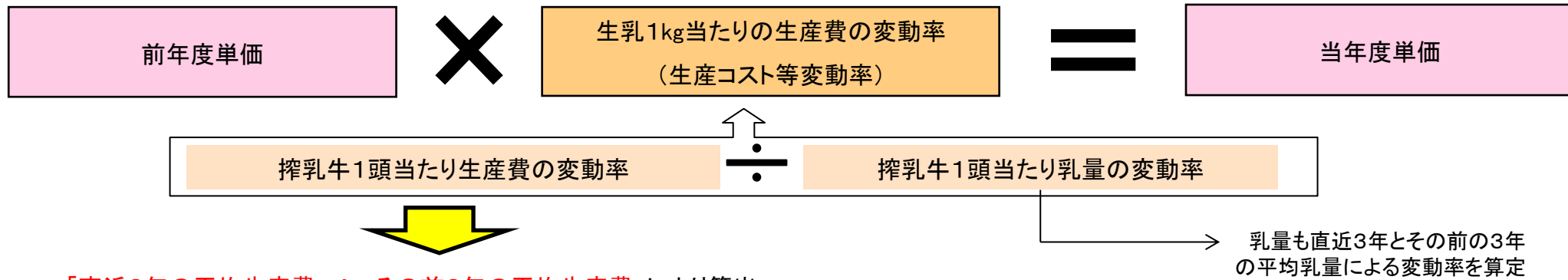


経済状況が著しく変化した際

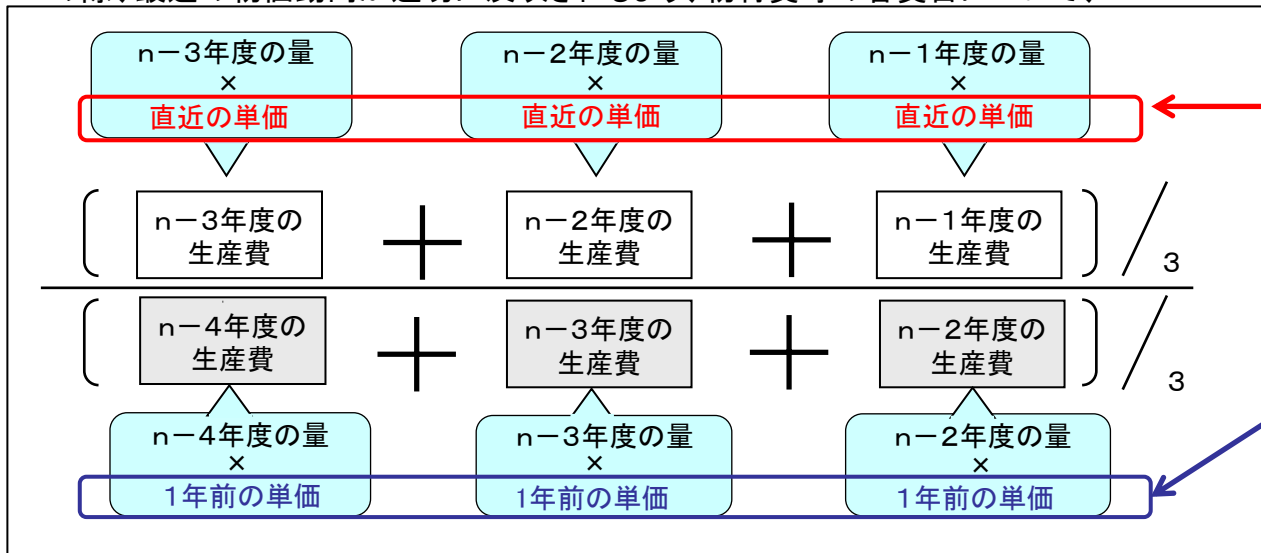
生産コスト変動率方式の考え方

- 平成11年に策定された「新たな酪農・乳業対策大綱」を踏まえ、市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成を促進するため、補給金単価の算定方式について、平成13年度より生産コスト変動率方式を採用。
- 基本的な考え方は、前年度単価に、直近の物価で修正した、生乳1kg当たりの生産費(3年平均)の変動率を乗じて算定するというもの。

[算式]



「直近3年の平均生産費 ÷ その前3年の平均生産費」により算出。
 この際、最近の物価動向が適切に反映されるよう、物材費等の各費目について、



分子については、**n年の直近3ヶ月**

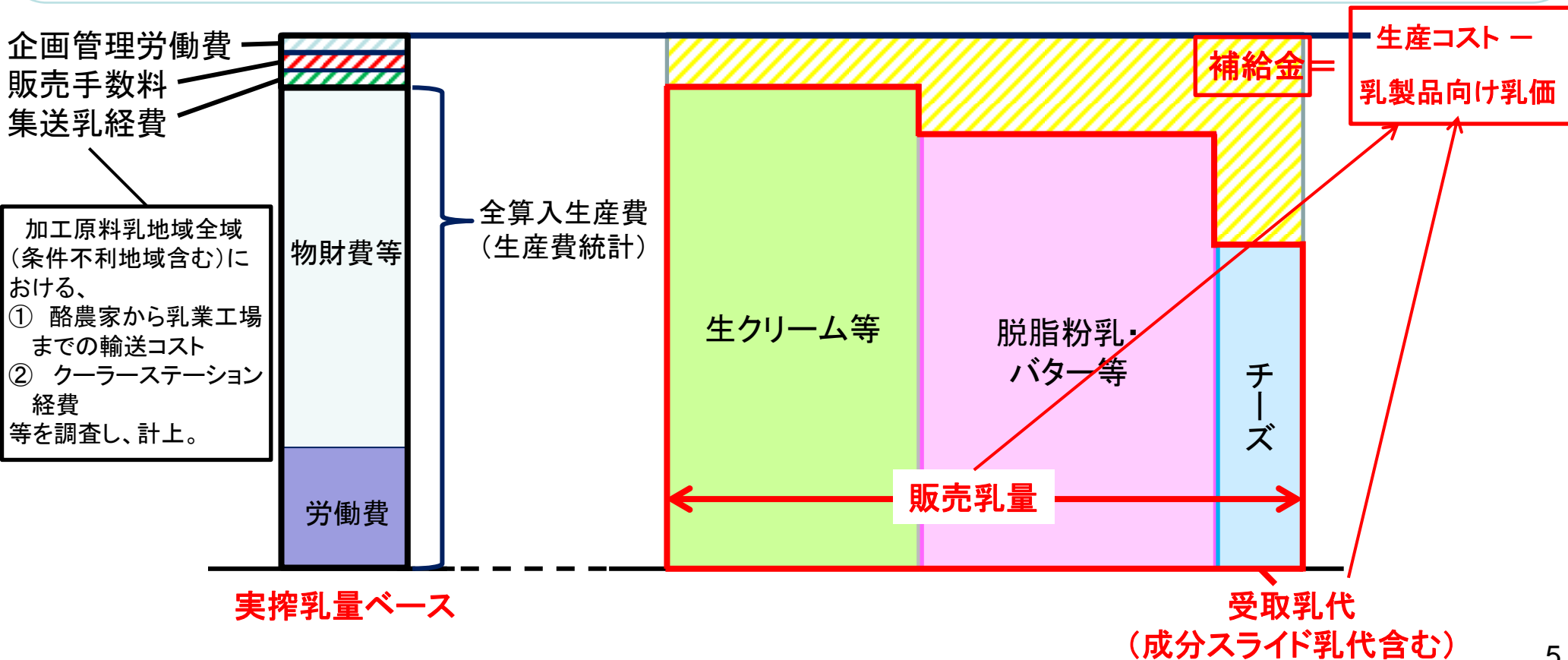
分母については、**n-1年の同期**

の物価に置き換えるなどの修正を行う。

単価の算定における生産コスト、乳製品向け乳価の考え方①

○ 初年度単価の算定に用いる「生産コスト」と「乳製品向け乳価」は以下の通り。

- ・生産コスト: 牛乳生産費統計における加工原料乳地域の生産コストを基本。
実搾乳量ベースとし、従来通り集送乳経費・販売手数料・企画管理労働費を生産コストに含める。
- ・乳製品向け乳価: 加工原料乳地域の販売乳量および受取乳代(乳成分に応じた乳代の加減(成分スライド乳代)を含める)より計算。
- ・販売乳量: 乳業の生乳買入量(生産者からの受入乳量ではない)
- ・受取乳代: 乳業からの受取乳代(個々の酪農経営への支払乳代ではない)



単価の算定における生産コスト、乳製品向け乳価の考え方②

- 単価算定における年度の取り方は、原則として3年平均とする。
- 子牛及び乳牛償却費に係る廃用牛価格における年度の取り方は、3年平均する際、各年度の値をその年度を含む直近7年平均の値に置き換える。
- 労賃単価は、長時間にわたり労働をしている実態を反映する。

単価算定における年度の取り方

- ・ 平成13年度以降の生産コスト変動率方式や加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ）で採用されている「3年平均」を用いる。

子牛及び乳牛償却費に係る廃用牛価格における年度の取り方

- ・ 副次的収入である副産物の価格等の動向により、生乳の再生産の確保を目的とした補給金単価の算定が大きく影響を受けることは好ましくないため、近年、価格が高騰している子牛や廃用牛については、3年平均する際、各年度の値をその年度を含む直近7年平均の値に置き換える。
- ・ 次年度以降も同様に、3年平均する際、各年度の値をその年度を含む直近7年平均の値に置き換える。

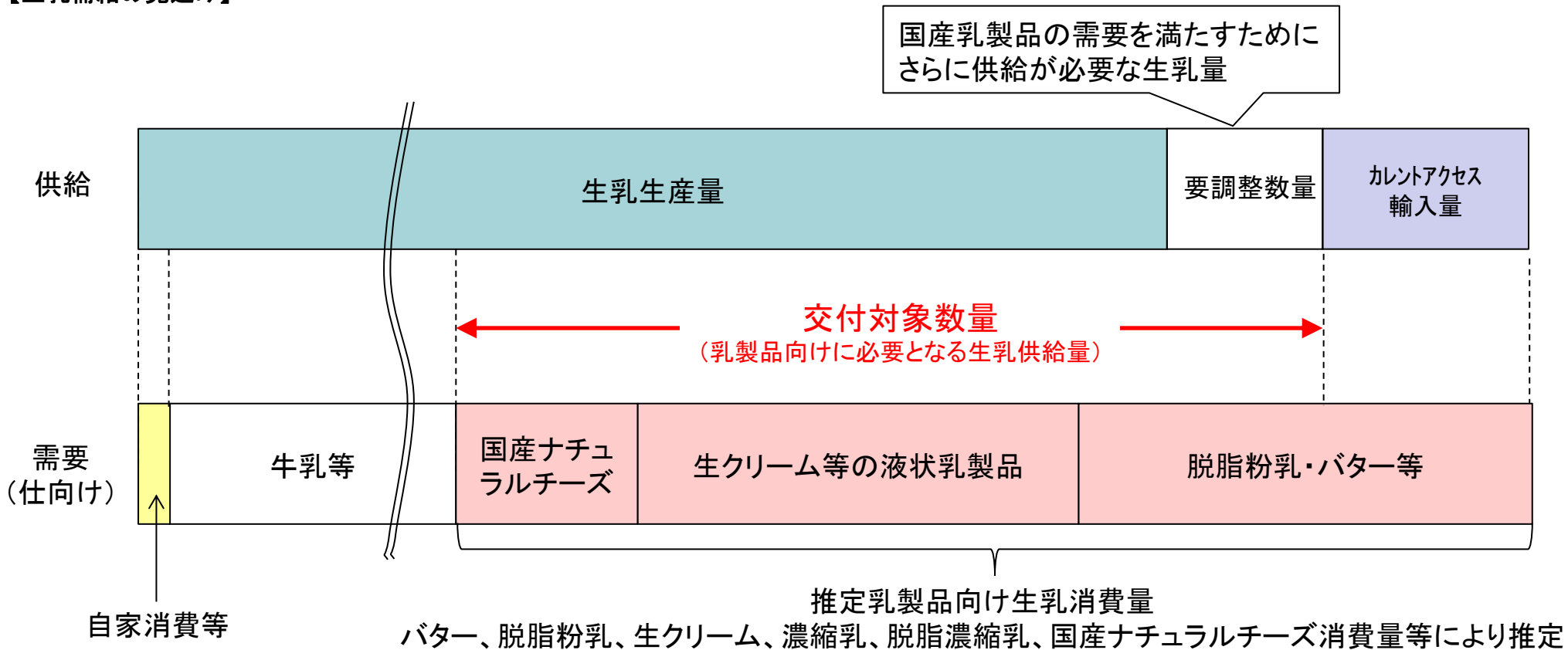
労賃単価への長時間労働の反映

- ・ 家族労働費は、現行の労賃単価における、基本労働分と超過勤務労働分のウェイト等を見直し。
- ・ 酪農家の労働時間が長いという実態を反映し、酪農家の総労働時間から基本労働時間を引いた時間を酪農家の超過勤務労働とし、それを基に労賃単価を算定し直すことで、酪農家の労働実態をより反映した算定方式とする。

交付対象数量の考え方

- 交付対象数量は、乳製品向けに必要な生乳供給量として、「推定乳製品向け生乳消費量」から、「カレントアクセス輸入量」を控除して算定する。なお、数量全体に対して横断的に設定することとし、それぞれの用途別の交付対象数量は設定しない。
- また、推定乳製品向け生乳消費量は、脱脂粉乳・バター等、生クリーム等の液状乳製品及び国産ナチュラルチーズの消費量等により推定する。

【生乳需給の見込み】



算定要領及び算定結果について(概要)

平成29年度加工原料乳生産者補給金単価

基本的な考え方：加工原料乳地域(北海道)における生産コストと乳製品向け乳価の差から算定する。

[算式]

生産コスト

—

乳製品向け乳価

=

29年度補給金単価

[算定要領]

【 I 】加工原料乳地域の生産コスト

各年度のコストは、

- ①平成25年度から平成27年度の「牛乳生産費調統計(農林水産省統計部)の北海道の各統計データ、
- ②生乳の取引が工場渡しであることを踏まえ集送乳経費等を加算、
- ③酪農の実態を適切に反映できるよう、一部の費目について評価替え
することで算出。

算定に当たっては、各年度の実生産コストの3年平均を用いた。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
労働費	20.59	20.57	20.14	
家族労働費	19.01	18.87	18.28	これまで算定に用いてきた製造業、北海道、5人以上の労賃単価に長時間労働を反映
物財費	76.33	74.37	73.28	
乳牛償却費	14.89	13.96	14.24	廃用牛について、当該年度を含む直近7年平均に置き換え
費用合計	96.92	94.94	93.42	
副産物価額	11.70	11.69	12.65	
子牛	8.96	9.16	10.22	当該年度を含む直近7年平均に置き換え
生産費	85.22	83.25	80.77	
地代・利子	5.00	4.77	4.52	
自己資本利子	0.92	0.91	0.75	借入資金の利率等に置き換え
全算入生産費	90.22	88.02	85.29	
集送乳経費	2.78	3.06	3.01	
販売手数料	1.45	1.51	1.55	
企画管理労働費	0.32	0.31	0.30	
納付消費税	0.91	1.29	1.70	
生産コスト	95.68	94.19	91.85	
算定に用いた生産コスト		93.91		

【Ⅱ】加工原料乳地域の乳製品向け乳価

平成25年度から平成27年度の、北海道の指定生乳生産者団体の乳製品向け乳価を基に、各年度の乳製品向け乳価を算出。

算定に当たっては、各年度の乳製品向け乳価の3年平均を用いた。

(円/kg)

	25年度	26年度	27年度
成分スライド乳価	6.08	6.18	6.45
基準成分乳価	73.77	77.16	80.41
バター・脱脂粉乳等向け乳価	76.64	78.26	80.42
チーズ向け乳価	51.78	61.82	67.49
液状乳製品向け乳価	79.32	81.82	85.05
乳製品向け乳価	79.85	83.34	86.86
算定に用いた乳製品向け乳価	83.35		

各乳価は消費税を含む

[試算]

生産コスト 93.91円/kg	—	乳製品向け乳価 83.35円/kg	=	29年度単価 10.56円/kg
--------------------	---	----------------------	---	---------------------

平成29年度加工原料乳生産者補給金交付対象数量

基本的な考え方 : 乳製品向けに必要となる生乳供給量として、脱脂粉乳・バター等、生クリーム等の液状乳製品及び国産ナチュラルチーズの需要見込みから推定される「推定乳製品向け生乳消費量」から、「カレントアクセス輸入量」を控除して算定する。

[算式・算定要領]

◆ 平成29年度の生乳生産量及び各用途の消費量の推定方法・結果は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{・交付対象数量 L1} &= \text{乳製品向けに必要となる生乳供給量} \\ &= \text{D3} - \text{カレントアクセス輸入量} \end{aligned}$$

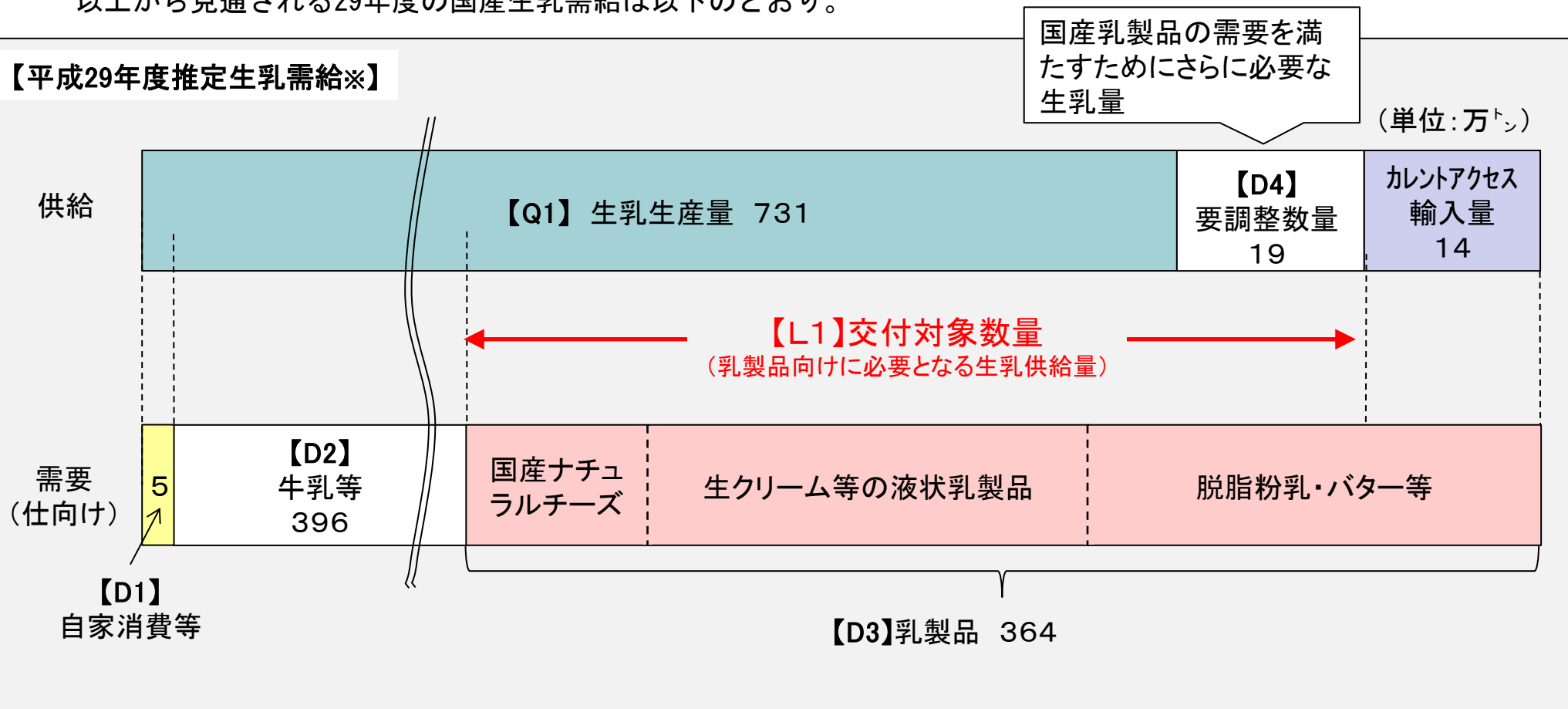
記号※	推定項目	推定方法	推定結果
Q1	推定生乳生産量	推定経産牛頭数 × 推定一頭当たり乳量	一頭当たり乳量は増加するものの、経産牛頭数の減少により28年度を下回る
D1	推定自家消費等量	最近の動向を考慮して算出	近年減少傾向にあり、28年度を下回る
D2	推定牛乳等向け生乳消費量	当該用途の国民1人当たり推定消費量 × 推定人口 + 学校給食用消費量	当該用途の消費量の見通しと、学校給食用消費量が減少し、28年度を下回る
D3	推定乳製品向け生乳消費量	国民1人当たりバター、脱脂粉乳、生クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳、国産ナチュラルチーズの消費量等から算出	生クリームや脱脂濃縮乳の消費量の増加等により28年度を上回る
D4	要調整数量	推定生乳必要量 - 推定生乳生産量 (国産乳製品の需給均衡を図るための調整に必要な数量)	

※別添の「算定説明資料」中の記号

〔 試算 〕

以上から見通される29年度の国産生乳需給は以下のとおり。

【平成29年度推定生乳需給※】



上記の見通しに基づくと、

$$\begin{aligned} \text{交付対象数量 } L1 &= D3 - \text{カレントアクセス輸入量} \\ &= 364 - 14 = \underline{\underline{350\text{万トン}}} \end{aligned}$$

〔 なお、国産乳製品の需要を満たすためには、さらに19万トンの生乳量が必要
 $D4 = (D1 + D2 + L1) - Q1 = (5 + 396 + 350) - 731 = 19$ 〕

※ラウンドの関係で、合計値は一致しない。